

大阪府監査委員告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年7月24日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	清水	涼子
同	和田	秋夫
同	藤原	敏司

委員意見に対する措置

（大阪府立労働センター南館の土地（借地権）信託事業について）

監査対象機関名	大阪府商工労働部（雇用推進室労政課）	
監査実施年月日	平成24年6月12日から平成24年8月16日まで、同月22日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府立労働センター南館の土地（借地権）信託事業については、府と財団法人大阪労働協会（以下「協会」という。）の合意に基づき、府が当該土地を貸し付けた協会を受益者として実施されているが、信託期間が終了する平成25年度末には約9億円の債務が残る見込みとなっている。</p> <p>信託期間の終了が近いことから、本件事業に係る府の責任の有無と役割を検証し、明確にするとともに、それらを踏まえ、今後の対応に当たっては、府民への説明責任を果たす観点から、十分に透明性を確保されたい。</p>	<p>信託事業は、当事者である株式会社りそな銀行と一般財団法人大阪労働協会との間で、当初契約どおり終了した。</p> <p>大阪府は契約の信託当事者ではなく、南館敷地の貸し主としての立場から、責任を果たすべく、平成26年4月1日から新たに南館建物所有者との間で府有財産賃貸借契約を締結した。</p>

（大阪府立労働センターの指定管理について）

監査対象機関名	大阪府商工労働部（雇用推進室労政課）	
監査実施年月日	平成24年6月12日から平成24年8月16日まで、同月22日	
	監査の結果	措置の状況

大阪府立労働センター（以下「センター」という。）の指定管理者の自主事業として、貸出が行われているギャラリー、セミナールーム及びレッスンスタジオの利用料金については、公の施設の使用料であることから条例により上限の設定が必要である。条例改正を行う等是正措置を講じられたい。

また、センターの食堂及び喫茶についても指定管理者の自主事業として指定管理業務に含められ、指定管理者からそれぞれ随意契約により再委託されているが、喫茶は指定管理者制度が導入された平成18年度以前から同一業者が引き続き営業しており、食堂は指定管理者制度の導入時から同一業者が営業している。

加えて、指定管理者の公募は、平成18年度と平成22年度ともに1者応募であることから、センターの食堂及び喫茶の営業者の選定について競争性が十分に確保されているとは言い難い状況である。

食堂及び喫茶の営業者選定の競争性を高めるためには、指定管理者の公募における競争性を高める必要があることから、他の事業者が応募しない理由を検証するなど、競争性を高める方法を検討されたい。

さらに、公の施設の管理運営に係る外形的公平性と競争性の確保の点から、食堂及び喫茶を指定管理業務に含めず府が公募することにより、公平性と競争性の確保を図ることも検討されたい。

（指定管理者の自主事業として貸出を行っているギャラリー等の利用料金について）

措置報告済み

（労働センターの指定管理者の公募について）

労働センターの管理業務は、結果的に1者応募となったが、前回公募の際に事前説明会に出席した法人にヒアリングを行い、積極的な応募を促す等PRを行った。

次回の公募に当たっては、できるだけ多く応募いただけるよう、さらに工夫していく。

（食堂及び喫茶について）

食堂はOSAKAしごとフィールドの開設に伴い廃止した。

喫茶については、府が直接公募することとし、3者による競争により新規許可を行った。